

快適トイレ設置試行工事要領 新旧対照表		
改定前(令和元年 11 月 18 日 決裁)	改定後(赤字:令和5年6月19日改定、紫字:令和5年8月21日改定)	備考
<p>快適トイレ設置試行工事要領</p> <p>令和元年 11 月 18 日 財政局工事管理室長決裁</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。</p> <p>これには建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することが必要であり、担い手確保・育成に寄与する一助として建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様(以下、「快適トイレ」という。)とする試行を実施し、その効果を把握するため、これらの実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 札幌市発注工事(企業局発注工事を除く)のうち、工事現場内に仮設トイレが設置される工事とする。</p> <p>ただし、当初から快適トイレの設置が困難であると考えられる工事や第1条に示す目的が果たせないと考えられる工事については、対象工事としないことができる。</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第3条 快適トイレは、以下の(1)に定める標準仕様を満たすもので、かつ、(2)に定める付属品を備えるものとする。なお、(3)については、推奨する仕様、付属品としており、より快適に使用できる仕様であり、必須ではない。</p> <p>(1)【快適トイレに求める標準仕様】</p> <p>①洋式便座</p> <p>②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)</p> <p>③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)</p> <p>(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)</p> <p>④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)</p> <p>(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)</p> <p>⑤照明設備(電源がなくても良いもの)</p> <p>⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>(2)【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <p>⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</p> <p>⑨サンタリーボックス(女性専用トイレに限る)</p> <p>⑩鏡付きの洗面台</p> <p>⑪便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>(3)【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)</p>	<p>快適トイレ設置試行工事要領</p> <p>令和元年 11 月 18 日 財政局工事管理室長決裁</p> <p>最近改定 令和5年8月21日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。</p> <p>これには建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することが必要であり、担い手確保・育成に寄与する一助として建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様(以下、「快適トイレ」という。)とする試行を実施し、その効果を把握するため、これらの実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 札幌市発注工事のうち、工事現場内に仮設トイレが設置される工事とする。</p> <p>ただし、当初から快適トイレの設置が困難であると考えられる工事や第1条に示す目的が果たせないと考えられる工事については、対象工事としないことができる。</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第3条 快適トイレは、以下の(1)及び(2)の各項目をすべて満たすものとする。なお、(3)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>(1)【快適トイレに求める機能】</p> <p>①洋式(洋風)便座</p> <p>②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)</p> <p>③臭い逆流防止機能</p> <p>④容易に開かない施錠機能</p> <p>⑤照明設備</p> <p>⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>(2)【付属品として備えるもの】</p> <p>⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>⑨サンタリーボックス</p> <p>⑩鏡と手洗器</p> <p>⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>(3)【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)</p>	<p>変更</p> <p>対象工事の変更</p> <p>仕様の変更(国交省に準拠)</p>

快適トイレ設置試行工事要領 新旧対照表		
改定前(令和元年 11 月 18 日決裁)	改定後(赤字:令和5年6月 19 日改定、紫字:令和5年8月 21 日改定)	備考
<p>⑬擬音装置 ⑭着替え台 ⑮フラッパー機能の多重化 ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑰小物置き等（トイレトペーパー予備置き場）</p> <p>(発注方式) 第4条 快適トイレ設置工事の発注方式は次の各号のとおりとする。 (1) 快適トイレ設置の試行工事であることを特記仕様書に明記する。 (2) 当初設計に設置費用を計上せず、設置できた工事について設計変更にて対応する。 (3) 現場内に男女別各1基設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合等はこの限りではない。 (4) 快適トイレの手配が困難な場合等は対象工事としないことができる。 (5) 現場事務所等の屋内に設けるトイレは、快適トイレとして扱わないため、屋外に設置するトイレがない場合は、対象工事としない。</p> <p>(設計変更手続き) 第5条 設計変更に係る手続きについては、次の各号のとおりとする。 (1) 受注者は快適トイレの設置にあたり、第3条に示す事項について、事前に規格・基数等の詳細を施工計画書に記載して、発注者と協議の上、その仕様を決定するものとする。 (2) 受注者は快適トイレの設置費用が確定後直ちに、発注者へ支出実績の判る資料を提出するものとする。 (3) 快適トイレの設置費用は、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別計2基まで設計変更の対象として計上できるものとする。なお、「積算上の差額」とは、実際にかかる費用から10,000円/基・月（従来型トイレの設置費用相当額）を除いた額をいう。 (4) 快適トイレの運搬費、据付費等は共通仮設費（率分）に含むものとする。</p> <p>(その他) 第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>附則 この要領は、令和元年12月4日から施行する。</p>	<p>⑬擬音装置（機能を含む） ⑭着替え台 ⑮臭気対策機能の多重化 ⑯室内温度の調整が可能な設備 ⑰小物置き等（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(発注方式) 第4条 快適トイレ設置工事の発注方式は次の各号のとおりとする。 (1) 快適トイレ設置の試行工事であることを特記仕様書に明記する。 (2) 当初設計に設置費用を計上せず、設置できた工事について設計変更にて対応する。 (3) 現場内に男女別各1基設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合等はこの限りではない。 (4) 快適トイレの手配が困難な場合等は対象工事としないことができる。 (5) 現場事務所等の屋内に設けるトイレは、快適トイレとして扱わないため、屋外に設置するトイレがない場合は、対象工事としない。</p> <p>(設計変更手続き) 第5条 設計変更に係る手続きについては、次の各号のとおりとする。 (1) 受注者は快適トイレの設置にあたり、第3条に示す事項について、事前に規格・基数等の詳細を施工計画書に記載して、発注者と協議の上、その仕様を決定するものとする。 (2) 受注者は快適トイレの設置費用が確定後直ちに、発注者へ支出実績の判る資料を提出するものとする。 (3) 快適トイレの設置費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別計2基まで設計変更の対象として計上できるものとする。なお、「積算上の差額」とは、実際にかかる費用から10,000円/基・月（従来型トイレの設置費用相当額）を除いた額をいう。 (4) 快適トイレの運搬費、据付費等は共通仮設費（率分）に含むものとする。 (5) 現場環境改善費（率）を計上している工事では、快適トイレをより多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 現場環境改善費（率）を計上していない工事では、上限額を超える費用についても計上するものとする。</p> <p>(その他) 第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>附則 この要領は、令和元年12月4日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年6月19日以降しゅん功する工事に適用する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年8月21日以降しゅん功する工事に適用する。</p>	<p>上限金額の変更(国交省に準拠)</p> <p>追加(国交省に準拠) 上限額を超える場合の取扱いを明確化</p> <p>追加</p> <p>追加</p>